

教保体第1148号
平成26年1月7日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律について
(通知)

標記の件につきまして、別添(写)のとおり文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長及文部科学省関係課長から通知がありましたので御承知おき願います。

担当：埼玉県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当 三浦伸之・山中久夫
TEL 048-830-6964
FAX 048-830-4971



25 高学留第53号
平成25年12月19日

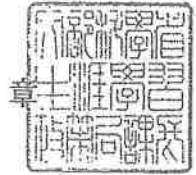


各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

早川 俊



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

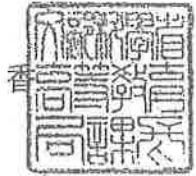
坪田 知



(印影印刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長

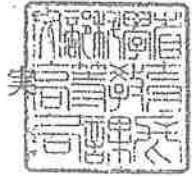
里見 朋



(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

渡辺 正



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

大路 正



(印影印刷)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律について (通知)

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号。以下「法」という。）については、平成25年12月3日に衆議院総務委員長から提出され、同日衆議院で可決、同5日に参議院で可決成立し、平成25年12月13日に別紙1のとおり公布され、同日付けで一部規定を除き施行されました。

これを踏まえ、消防庁から別紙2のとおり通知されておりますので、下記の教育関係部分について、十分に了知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

学生・生徒が、大学等の内外において、消防団活動を行うことは、地域防災力の充実強化のため意義があるものであることから、消防団活動への参加を希望する学生・生徒につきましては、安心して消防団活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生・生徒への指導等をお願いします。

また、住民が幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における防災学習については、消防機関等と連携した防災に関する学習の振興のための取組を推進していただきますよう、お願いします。

なお、都道府県教育委員会及び都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）、その他の教育機関等に対して、国立大学長にあつては、その管下の学校に対して、厚生労働省にあつては所管の専修学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 消防団活動のための修学上の配慮

大学等においては、消防団活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価などを通じ、学生・生徒が消防団活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

2. 消防団活動に関する安全確保及び情報提供

消防団活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生・生徒に対し事前に安全管理の徹底や保険への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

消防庁からの通知及び各大学における消防団活動の先進事例を踏まえ、都道府県との協力関係構築の上（別紙2の6「大学等の協力」参照）、学生・生徒に消防団活動に関する情報提供を行うこと。

3. 防災に関する学習の振興について

学校や公民館等の社会教育施設において、防災に関する学習を行うに当たっては、消防機関等の関係機関の参加を得ながら進めること。

【1. 消防団活動のための修学上の配慮について】

高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111（内線2493）

(専修学校)

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係 電話：03-5253-4111（内線2915）

【2. 消防団活動に関する安全確保及び情報提供について】

高等教育局学生・留学生課厚生係 電話：03-5253-4111（内線2519）

(専修学校)

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係 電話：03-5253-4111（内線2915）

【3. 防災に関する学習の振興について】

スポーツ・青少年局学校健康教育課防災教育係

電話：03-5253-4111（内線2670）

生涯学習政策局社会教育課法規係 電話：03-5253-4111（内線2977）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百十号

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 地域防災力の充実強化に関する計画(第七条)
- 第三章 基本的施策
 - 第一節 消防団の強化等(第八条―第十六条)
 - 第二節 地域における防災体制の強化(第十七条―第二十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の被害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていること、並びに、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ)、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によつて確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第五条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画(災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ)、を定めた地区について、地区居住者等(同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ)の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の表情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第三章 基本的施策
第一節 消防団の強化等

第八条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団への加入の促進)
第九条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(公務員の消防団員との兼職に関する特例)
第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することと認めるよう求められた場合には、任命権者(法令に基づき国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第四十条の許可又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ)は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第四十条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第二項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等(任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう)により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)
第十一条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他の消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大学の協力)
第十二条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

(消防団員の処遇の改善)
第十三条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善等)
第十四条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実に資するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)
第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)
第十六条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

第二節 地域における防災体制の強化

(市町村による防災体制の強化)

第十七条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)
第十八条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。少年消防クラブ(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう)、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織(以下「女性防火クラブ等」という)の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)
第十九条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)
第二十条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

(防災に関する学習の振興)
第二十一条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第二項及び第三項の規定、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二 第十条の規定、公布の日から起算して六月を経過した日

総務大臣 新藤 義孝
内閣総理大臣 安倍 晋三

消 防 災 第 4 5 7 号

平 成 25 年 12 月 13 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布及び施行について
(通知)

平成7年の阪神・淡路大震災や一昨年(平成24年)の東日本大震災等の経験を踏まえ、また、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しています。さらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっております。

一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております。

このような現状に鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、先の臨時国会において、衆議院総務委員長提出により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号。以下「法」という。)が制定されました。法は、平成25年12月13日に公布され、同日付けで一部規定を除き施行されました。

法については別添のとおりですが、貴職におかれては、下記の点に留意の上、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層推進していただくとともに、貴都道府県内市町村に対しても、その旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地域防災力の充実強化に関する計画(第7条関係)

法第7条第1項については、2以降の「消防団の強化等」や「地域における防

「防災体制の強化」に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるとともに、その実施に努めてください。

法第7条第2項及び第3項については、10以降の「地域における防災体制の強化」に関する事項について定めることとなりますが、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地区防災計画に合わせ平成26年4月1日の施行となっているため、地区防災計画に係る内容等の詳細を踏まえ、別途通知します。

2 消防団の強化（第8条関係）

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、「全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である」と規定されたところです。

この趣旨を踏まえ、各市町村においては、3以降に留意しつつ消防団の強化をより一層推進してください。あわせて、市町村全域に消防団が設置されていない場合には、全域への設置を推進してください。

3 消防団への加入の促進（第9条関係）

これまでも、消防団員の確保に当たっては、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや機能別団員・分団制度の導入など、様々な取組がなされているところですが、残念ながら消防団員の減少に歯止めがかかりません。国においては、消防団員確保のため、先進事例などの情報提供、地方財政措置の充実などの環境整備に取り組んでいきますので、今後、大規模災害時のみに出動を限定した団員、消防職団員OBによる団員、郵便局職員で構成される分団を始めとした機能別団員・分団制度の積極的な導入など、より一層の加入促進に取り組んでください。

また、防災訓練等における消防団との連携、自らの地域は自らで守るという意識の啓発を図るために必要な措置、各種イベントでの消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域の住民の理解が深まるよう努めてください。

4 公務員の消防団員との兼職に関する特例（第10条関係）

地方公務員が消防団として活動することは、地域防災の推進を図る上で地域の住民からも理解を得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の一層の理解促進につながるものであり、新規採用職員の研修の一貫として年限を区切って入

団をしている例、職員は基本的に全員が入団し40歳前後まで活動している例等、様々な方法で取り組んでいただいているところです。一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱いについて、近年の消防団活動の実態を踏まえると、職員の消防団員としての活動は基本的に勤務時間外に行われることが想定されるため、消防団員としての報酬の支給方法が年間支給等の定額払いとされ、その額も重複支給が問題とならない極めて限定された額である場合においては、一般職の職員としての給与を減額することなく消防団員としての報酬を支給することも差し支えないという考え方を明確化した（「一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における等の取扱いについて」(平成25年10月9日付け消防災第372号))ことを踏まえ、より一層、地方公務員の入団促進を図ってください。

本条については、公布の日から起算して6月を経過した日の施行となっておりますので、詳細については別途通知します。

5 事業者の協力（第11条関係）

全国の消防団員に占める被雇用者団員の割合は年々増加しており、円滑な消防団活動を行う上では、事業所側の消防団活動に対する理解と協力がこれまで以上に不可欠なものとなっています。国においては、従業員の消防団への加入、消防団活動が円滑に行われるようにするための事業者による配慮、消防団員に対する不利益な扱いの禁止などについて、経済団体等に働きかけを行うこととします。地方公共団体においては、勤務者に対して防災意識の高揚や防災活動に積極的に参加しやすい環境づくりに取り組んでください。

また、国と市町村が運用をする「消防団協力事業所表示制度」の活用等により、協力事業所の社会的評価や信頼性を高め、事業所における消防団活動へのより一層の理解及び協力の促進をお願いします。

現在、表示制度を導入していない市町村におかれましては、速やかに導入してください。

なお、表示制度の導入市町村数が低位にとどまっている都道府県におかれましては、市町村における表示制度の速やかな導入を促してください。

また、入札参加資格に係る優遇措置等の特例措置、長野県及び静岡県において実施されている事業税の減免措置などの先進事例を地方公共団体に情報提供するよう努めていきますので、より一層、事業者の協力を得るための取組を推進してください。

6 大学等の協力（第12条関係）

全国の大学生の消防団員数は2,300人を超え、年々増加傾向にあります。学生が消防団活動に参加することは、地域の防災の担い手になり、学生自身にとっても貴重な体験になるものと考えられます。また、消防や地域防災に関心を持つこ

とにより、卒業後においても、消防団活動や自主防災組織活動などに参加し、将来の地域防災のリーダーとなることが期待され、大変有意義なものです。

大学キャンパス内への学生消防団の設置や、同一市内の複数の大学の学生からなる大学生防災サポーター制度の導入などの先進事例の情報提供に努めていきますので、大学等との協力関係の構築の上、学生に対し消防団活動の一層の理解を深めることとしてください。

本条関係については、文部科学省から地方公共団体及び大学等に対して、大学等による適切な修学上の配慮その他自主的な取組に関して、別途通知することとしております。

7 消防団員の処遇の改善（第 13 条関係）

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）上、報酬を支払わなければならないと規定されており、その報酬及び出動手当については、消防組織法により、各市町村の条例で規定することとされておりますが、その額については消防団活動に応じた適正なものでなければならないと考えております。

また、今回、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について規定されたところであります。

しかしながら、平成 24 年度の交付税単価は、団員報酬が 36,500 円、出動手当が 7,000 円となっているのに対し、実績は全国的に見て、これを下回る状況となっております。

これを踏まえ、交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、報酬・手当の条例単価が低い市町村におかれましては、積極的に単価を引上げてください。

また、出動手当については、長期間の活動の場合の手当額の引き上げ事例などについて情報提供に努めていきますので、活動実態に応じた出動手当の検討を行ってください。

8 消防団の装備の改善（第 14・15 条関係）

消防団の装備については、「消防団の装備の基準（昭和 63 年消防庁告示）」において定められておりますが、現在、消防団員の安全対策、救助活動等の新たな役割への対応、情報通信機器等の充実の観点から検討しており、検討結果に従って、基準を改正することとしております。基準の見直しにあわせて、装備の充実を進めるとともに車両や活動拠点施設等の整備を進め、これらに対する財政措置の充実に取り組んでいきますので、市町村においても、この基準の内容を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の装備について、なお一層の充実強化を図ってください。都道府県においては、地域の実情を踏まえつつ、市町村における装備の充実に対する財政上の支援について検討していただくようお願いします。

また、大規模災害が発生した場合には、当該市町村の消防団のみでは災害対応が困難なため、近隣や同一都道府県内の消防団においても、広域応援活動が期待されております。災害時における相互応援協定の締結の推進をするとともに、広域応援時に必要となる救助資機材の充実を図っていただきますようお願いいたします。

9 消防団員の教育訓練の改善及び標準化（第 16 条関係）

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されており、そのためには、消防学校において、全国で統一された標準的な訓練の基準に基づき教育訓練を実施する必要があります。現在、装備の充実・訓練内容の標準化という観点から、消防団の教育訓練の基準について検討しております。また、分団長等の現場のリーダーについては、標準的な基準に基づいた教育訓練により一定の能力・資質を備えることとなるよう検討を行うこととしており、検討結果については、別途通知することとしております。

都道府県等の消防学校においては、消防団員に対して、基準に基づく教育訓練を実施し、市町村においては、団員が訓練に参加できる環境づくりを整備してください。

10 市町村による防災体制の強化（第 17 条関係）

大規模災害が発生した場合などにおいては、消防、自衛隊、警察などによる救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や要支援者の避難誘導等の役割が期待されております。これらの活動を行うため、市町村において、日頃の教育、訓練に加え、特に地域の防災リーダーの養成のための取組や必要な資材又は機材の整備を推進してください。

11 自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割（第 18 条関係）

市町村においては、これまでも、消防団と自主防災組織等が連携した訓練の実施等に取り組んでいただいているところですが、一定の訓練を受けた消防団が自主防災組織等の教育訓練に指導的な役割を担うことが一層の効果があるものと考えられます。

国においても、今後、教育訓練を受けた消防団員による自主防災組織のリーダー育成強化に取り組むこととしておりますので、市町村においても、教育訓練を受けた消防団員を活用し、地域の防災リーダー育成の取組を推進してください。

12 自主防災組織等に対する援助（第 19・20 条関係）

地域における共助の取組の中心となる自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成された組織です。自主防災組織の活動カバー率は、平成 24 年 4 月 1 日現在で 77.4%となっており、今後、この活動カバー率の向上に取り組んでいくことが必要です。このため、自主防災組織の整備方策、消防団との連携方策、優良活動事例などをまとめた「自主防災組織の手引き」を作成し、自主防災組織の結成・活動の充実のための支援を行っております。

また、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むこととしております。

地方公共団体においては、自主防災組織等に対して、連絡協議会の結成支援、研修会の開催等に取り組んでいただいているところですが、引き続き、自主防災組織等に対する援助を推進してください。

13. 防災に関する学習の振興（第 21 条関係）

消防機関等と連携した防災学習については、高校生の消防団 1 日体験入団、消防団員が中学生に防災知識・技術を伝授する「防災スクール」などの先進的な取組事例の情報提供に努めていきますので、防災に対する学習の振興のための取組を推進してください。

本条関係については、文部科学省から地方公共団体及び大学等に対して、別途通知することとしております。

担当：消防庁国民保護・防災部防災課

消防団専門官 佐藤

課長補佐 原尻

消防団係長 伊藤

地域防災係長 松澤

TEL：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535